

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、告示第四号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第二十九条において準用する同法第九条第二項の規定に基づき、認定医療情報等取扱受託事業者の住所の変更の届出があったので、同法第二十九条において準用する同法第九条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年九月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 加藤 勝信
経済産業大臣 梶山 弘志

- 一 認定医療情報等取扱受託事業者の名称
日鉄ソリューションズ株式会社
- 二 変更前の住所
東京都中央区新川三丁目二十番十五号
- 三 変更後の住所
東京都港区虎ノ門一丁目十七番一号
- 四 変更年月日
令和二年七月一日